

# 中標津町立学校における「新しい生活様式 Ver.7」

(2022.6.3 中標津町教育委員会)

## ～保護者の皆様へ～

町内における新型コロナウイルス感染症の感染が依然続いており、保護者の皆様におかれましては長期にわたって多大なご協力をいただいていることに、心より感謝申し上げます。

さて、全道域で「レベル2」が維持されているところですが、これから夏季を迎えるにあたり、屋外でのマスクの着用について以下の通り感染症対策を実施してまいりますので、今後もご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

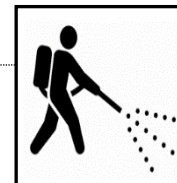
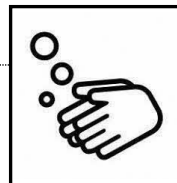
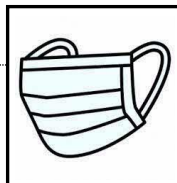
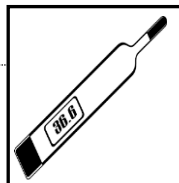
令和4年6月3日

中標津町教育委員会 教育長 山田 康司

## 1 基本的な対策

### ①登校前の検温と健康観察を継続します。

発熱等がある場合は、登校させないようにお願いいたします。



### ②マスクの着用は、基本的な感染対策です。

ただし、屋外において、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においてはマスクを着用する必要はありません。また、屋内においても、人との距離（2m以上を目安）が確保でき、なおかつ会話をほとんど行わない場合においてもマスクを着用する必要はありません。（熱中症予防の観点から）

マスクについては、正しい方法で着用することが重要です。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ちます。布マスクを使用する場合は、1日1回洗濯をしていただきますようお願いいたします。

### ③手洗いは、流水と石けんで、こまめに、ていねいに（30秒程度）行います。

### ④消毒は、大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、行います。

- ・児童生徒の手洗いが適切に行われている場合には、省略することもあります。
- ・その他の場所については、通常の清掃活動の中で、家庭用洗剤を用いて拭き掃除等を行います。

## 2 教育活動

### ①教室等の換気をこまめに行います。

1時間に1回以上、換気を行います。

### ②児童生徒等の身体的距離を、可能な限り1～2m確保します。

教室内の座席、整列時など、各校の状況・環境に合わせて、可能な限り間隔をあけます。

### ③児童生徒等が対面とならないような形、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるようにします。

■集会活動等…集会活動・行事については、感染状況を踏まえその目的を明確にし、「こまめな換気」「一定の距離（1～2m）の確保」「長時間にならない」等について検討した上で、判断します。

■授業参観等…保護者の方が参加する授業参観等は、感染状況を踏まえて判断します。

■教科の活動…感染リスクが高いとされている各教科における対話的な活動、音楽の合唱や器楽、理科の実験、家庭科等の調理実習、図工・美術等の共同制作などは「こまめな換気」「長時間にならない」「実施後の手洗い」「マスク着用」等の対策を慎重に検討した上で、判断します。

■給食…食事の前後の手洗いを徹底し、「机を向かい合わせにしない」「会話を控える」等の感染対策をします。

■部活動…活動を厳選（時間、人数、活動内容）して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止します。（※少年団も部活動に準じます。）

※以上の点に留意しながら「学びの保障」を進めていきます。

※今後の状況によっては変更する場合があります。その際は改めて連絡いたします。



### 3 感染症の学習

- ①子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、自分から感染リスクを避けることができるよう指導します。
- ②差別や偏見のない適切な行動をとることができるよう指導します。
- ③身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスのとれた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活ができるように指導します。

### 4 出席停止等の取扱い

- ①児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合
- ②児童生徒が濃厚接触者に特定された場合（同居する家族の感染が確認された）  
※濃厚接触者に特定された場合の待機期間（出席停止）については、感染者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遠い日の翌日から7日間を基本とします。
- ③児童生徒が学校等から「感染の可能性がある方」としてリストアップされた場合
- ④児童生徒がPCR検査または抗原検査を受けることとなった場合（濃厚接触者を除く）  
※民間検査や保険適用外の検査を除く。
- ⑤児童生徒等に風邪症状等がみられる場合
- ⑥同居する家族に風邪症状等がみられる場合
- ⑦保護者から感染が不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由であると校長が判断した場合

### 5 学校で感染者が発生した場合

- 学校内で感染者が出た場合、学校と教育委員会が協議し、次の手順で学校閉鎖等の判断をします。
- ①感染者と接触者のマスクの着用状況や活動状況等に応じて、感染の可能性がある児童生徒、教職員をリストアップします。  
《リストアップの基準》 ◇感染者と同じテーブルで食事中に会話をしていた。  
◇どちらかがマスクをせず、感染者と長時間一緒にいた。
  - ②リストアップされた児童生徒・教職員に対し、感染の可能性があるため、外出自粛や健康観察の協力を依頼します。
  - ③学校と教育委員会が協議し、臨時休業の必要性、範囲、期間等を決定します。  
※必要に応じて保健所や医療機関等に助言を求める。

### 6 その他

- ①子どもが感染、濃厚接触者となった場合は「判明期日・現在の健康状態・保健所の指示内容・担当となる保健所名」を学校に連絡してください。  
ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取り扱いに万全を期してまいります。
- ②町内、校内で感染者が出た場合は、国・北海道の方針に従い、町として対応します。
- ③不安を感じたら相談してください。  
新型コロナウイルスに関する不安や悩みが生じた場合は、学校・教育委員会、北海道教育委員会「子ども相談支援センター」（0120-3882-56）に相談してください。

